

ちば文化資産活用事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 千葉県知事（以下「知事」という）は、本県の「ちば文化資産」を活用し、新たにSDGsにつながる取組等を取り入れ、未来を見据えた持続可能な社会基盤づくりに資する活動を広めるため、民間企業・団体が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、本事業の趣旨に添った事業を自ら企画・実施することができる企業・団体（以下「団体」という。）とする。

2 補助金の交付を受けようとする団体については、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- 一 申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること
- 二 事業の実施に必要な経費のうち、補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みがあること
- 三 規約を有し、団体の意思を決定し執行する組織が確立されていること
- 四 自ら経理し、監査する等、会計組織を有すること
- 五 特定の政治活動又は宗教活動を目的としていないこと
- 六 県内に事務局を設けていること

3 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする団体の役員等（代表者、理事、事務局長若しくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の対象外とする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを

- 知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- 一 広く県民に公開される文化芸術活動で、かつ県内の文化の振興及び地域の活性化に寄与すると認められるもの
- 二 「ちば文化資産」を活用し、新たにSDG sにつながる取組等を取り入れ、未来を見据えた持続可能な社会基盤づくりに資する活動であると認められるもの
- 三 既存の事業をそのまま実施するのではなく、過去に比べて新たな取組を実施するもの。ただし、当該補助金の交付決定を受けたことがあるものはこの限りではない。

2 次の各号に掲げる事業は、補助金の交付の対象外とする。

- 一 支出以上の収入が見込める事業
- 二 学校教育関連の活動
- 三 企業宣伝活動
- 四 カルチャースクール、教授所等の発表会
- 五 特定の政治活動、宗教活動
- 六 寄付を目的として行われる慈善事業による公演・展示等の活動

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、費用及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに、ちば文化資産活用事業補助金交付申請書（別記第1号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は、補助金の交付の申請があつたときは、申請書の審査及び必要に

応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助対象者に通知する。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する補助金の交付に必要な条件は、次の各号のとおりとする。

- 一 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項

(承認の手続)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとする場合は、ちば文化資産活用事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い期日までに、ちば文化資産活用事業実績報告書(別記第3号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、

期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、ちば文化資産活用事業補助金交付請求書(別記第4号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、規則第16条の規定により補助金を概算払により交付することができる。

2 補助対象者は、規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとする場合は、ちば文化資産活用事業補助金概算払交付請求書(別記第5号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象者が、法令、本要綱等の内容又は法令、本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、団体の役員等が第

2条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体とする。

(補助金に係る経理)

第15条 補助金の交付を受けたものは、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から適用する。

別 表

区分	補助対象経費		補助率等
	費用	内 訳	
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1以内の額を上限とする。 ・1団体当たり1,000千円以内の額を上限とする。 ・団体の自己負担額の2倍以内の額を上限とする。
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕製作費、原稿料、原作料、企画制作料等	
舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等	
	作品借料	作品借料、作品保険料等	
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等	
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、会場設営費、会場撤去費等	
賃金・旅費・報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等	
	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。	
	旅費	国際航空券、国内交通費、宿泊費、日当等	
雑役務費 消耗品費等	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等	
	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等	
	消耗品費	消耗品費	
	通信費	通信費、郵送料	
委託費・補助金	会議費 委託費	会議費 委託費	
	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。	

※補助金の額は、その内容を審査の上、予算の範囲内で知事が決定するものであり、交付申請書類に基づく審査結果が補助金の額に反映されるため、交付申請額の全額を満たすとは限らない。

※同一事業への補助金の交付は最大3回まで。（ただし、採択された事業が次年度も必ず採択されるとは限らない。）

第1号様式（第5条）

年 月 日

千葉県知事 様

住所・所在地
氏名・団体名
代表者職氏名

ちば文化資産活用事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおりちば文化資産活用事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えてちば文化資産活用事業補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 誓約書（別紙3）、役員等名簿（別紙4）
- 4 申請者の概要がわかる書面（定款や財務書類など、名称・所在地・事業内容・構成員等がわかるもの）

(別紙1)

事業計画書

申請団体名	
共催・後援・協賛等	

【担当】	
担当部署	
担当者職・氏名	
所在地	(〒 -)
TEL	
E-mail	

<p>期待される効果</p>	<p>【 県内の文化振興や地域活性化にどのように寄与するか 】</p>
<p>SDGsにつながる取組等(17項目ある目標のうち、どの項目と結びつくかを具体的に記すこと)</p>	<p>【 未来を見据えた持続可能な社会基盤づくりに資するものになっているか 】</p>
	<p>【目標番号： 】 【目標名： 】</p> <p>[対応する取組内容]</p>
	<p>【目標番号： 】 【目標名： 】</p> <p>[対応する取組内容]</p>
	<p>【目標番号： 】 【目標名： 】</p>
	<p>[対応する取組内容]</p>

(別紙2)

収 支 予 算 書

【収支計算書】

(収入の部)

(単位：円)

区分	予定額	備考
申請者自己負担額 (A)		
共催者等負担額		
自 補助金・助成金		
己 寄附金・協賛金		
収 事業収入		
入 その他		
自己収入計		
小計 (B)		
千葉県補助金 (交付申請額)		以下のいずれか最も低い額 ※千円未満切り捨て 補助対象経費 (E) × 1/2 1 団体当たり 1,000 千円 自己負担額(A) × 2
合計 (C)		支出の合計 (G) と一致させてください

(支出の部)

(単位：円)

補助対象経費	区分	費目	予定額	備考
	出演・音楽・文芸費	出演費		
		音楽費		
		文芸費		
	舞台・会場・設営費	舞台費		
		作品借料		
		上映費		
		会場費		
	賃金・旅費・報償費	運搬費		
		賃金・共済費		
		旅費		
	雑役務費・消耗品費等	報償費		
		雑役務費		
		消耗品費		
		通信費		
	委託費・補助金	会議費		
委託費				
補助金				
小計 (D)				
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額				
補助対象経費計 (E)				

補助 対象 外 経 費 合計 (G)			
	小計 (F)		
			収入の合計 (C) と一致させてください

(別紙3)

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））がちば文化資産活用事業補助金交付要綱第2条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

(別紙4)

役員等名簿

番号	団体名称 (半ｶﾀ)	団体名称 (漢字)	氏名 (半ｶﾀ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 TSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

※雅号・芸名等を持つ者については、戸籍上の本名を記載すること。

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（団体名）

（代表者氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第2号様式（第8条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

ちば文化資産活用事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった令和
年度ちば文化資産活用事業を、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補
助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）したい内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 経費の変更
(1) 補助事業に要する経費（別記第1号様式に準ずるものとする。）
当初 円（交付決定額 円）
変更後 円（変更交付申請額 円）

第3号様式(第9条)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

ちば文化資産活用事業実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった令和
年度ちば文化資産活用事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、
関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 県補助金所要額 金 円
- 3 完了年月日 令和 年 月 日
- 4 添付書類(別記第1号様式に準ずるものとする。)
○事業実施報告書
○収支決算書(※交付申請額は県補助金所要額と読み替えるものとする。)

第4号様式（第11条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

ちば文化資産活用事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった令和
年度ちば文化資産活用事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 確定額 金 _____ 円

2 既受領額 金 _____ 円

3 請求額 金 _____ 円

4 担当者

○氏名 _____

○電話番号 _____

第5号様式（第12条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

ちば文化資産活用事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった令和
年度ちば文化資産活用事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条の規定により、
下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 概算払請求額 金 _____ 円

3 担当者

○氏名 _____

○電話番号 _____